

【お詫びと訂正】「斎藤分小学校・ニ谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会ニュース第3号掲載内容の訂正について

このたび、検討部会ニュース第3号の4ページの掲載内容に誤りがございました。ご覧いただきました保護者の皆様及び地域にお住まいの皆様にはご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

訂正箇所は次のとおりで、第3回の検討部会資料掲載の「仮に統合を行った場合の統合校の通学区域」に関し、特別調整通学区域の検討についての部分となります。(ホームページ上は正しい内容に訂正しております。)

<正>

案ア

神奈川大学の北側及び西側の地域に、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合

特別調整通学区域の設定パターン案

- ① 統合校または神橋小学校から選択
- ② 統合校または南神大寺小学校から選択
- ③ 統合校または神橋小学校、南神大寺小学校から選択



案イ

神奈川大学の北側及び西側の地域に、中学校の通学区域に合わせて、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合



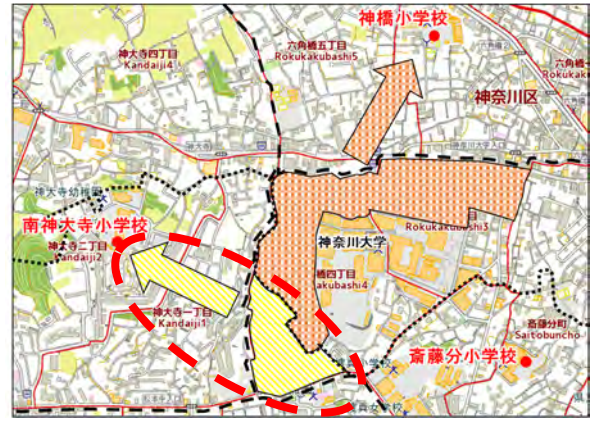
<誤>

案ア

神奈川大学の北側及び西側の地域に、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合

特別調整通学区域の設定パターン案

- ① 統合校または神橋小学校から選択
- ② 統合校または南神大寺小学校から選択
- ③ 統合校または神橋小学校、南神大寺小学校から選択



案イ

神奈川大学の北側及び西側の地域に、中学校の通学区域に合わせて、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合



【凡例】小学校…● 小学校通学区域…■ 中学校通学区域…■ 特別調整通学区域(案)…■

案ウ

案ウ

六角橋三丁目・四丁目の全域に、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合

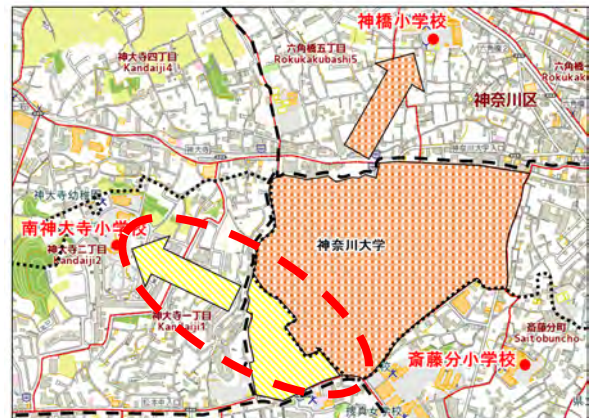
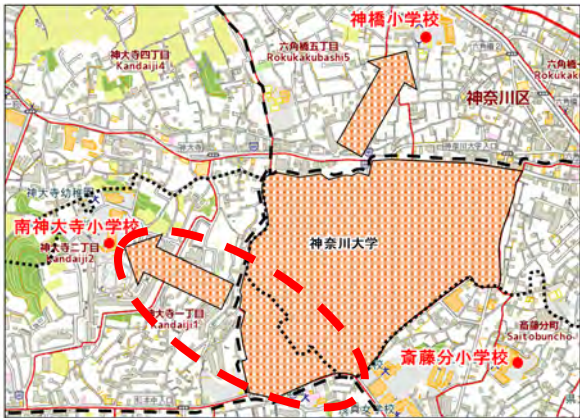
六角橋三丁目・四丁目の全域に、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合

特別調整通学区域の設定パターン案

特別調整通学区域の設定パターン案

- ① 統合校または神橋小学校から選択
- ② 統合校または南神大寺小学校から選択
- ③ 統合校、神橋小学校、または南神大寺小学校から選択

- ① 統合校または神橋小学校から選択
- ② 統合校または南神大寺小学校から選択
- ③ 統合校、神橋小学校、または南神大寺小学校から選択

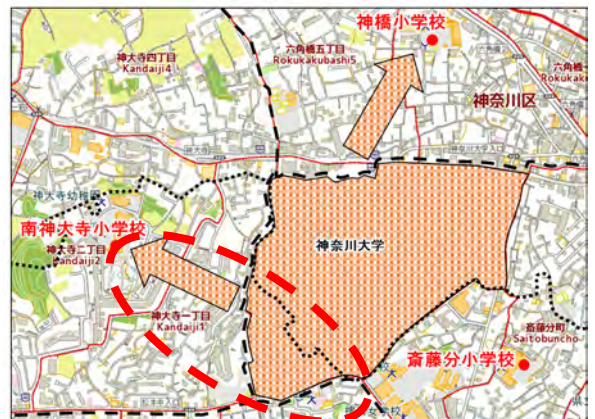


案エ

案エ

六角橋三丁目・四丁目の全域に、中学校の通学区域に合わせて、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合

六角橋三丁目・四丁目の全域に、中学校の通学区域に合わせて、神橋小学校または南神大寺小学校を選択できる特別調整通学区域を設定する場合



【凡例】小学校… ● 小学校通学区域… — 中学校通学区域… 特別調整通学区域(案)… [Orange hatched box] [Yellow hatched box]